

いじめ・不登校対策を求める意見書

いじめや不登校の問題は、全国各地で依然として深刻な状況にある。

まず、いじめについては、平成17年度、その発生件数が小・中・高等学校数全体で2万件を超えた。北海道においても、一昨年にいじめを苦しめた小学生の自殺や、今年の8月に発生した高校生による集団暴行死など、痛ましい事件が相次いでいる。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化している。文部科学省の調査によると、平成17年度、在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合は小学校で0.32%、中学校で2.75%と、学年が上がるにつれて増加する傾向にある。その中には、いじめを理由として不登校になる事例もある。

文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でもいじめ問題が議論され、今年春には教師向けの「いじめ対策Q&A」が全国に配布されるなど、一定の取り組みがなされているが、十分とは言い難い。各地で効果を挙げている取り組みも参考にしながら、いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに対する具体的な施策を速やかに実施する必要がある。

よって、政府においては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境の実現のため、下記の項目について早急に実行するよう強く要望する。

記

- 1 いじめの問題を解決するには現場での主体的取り組みが有効であることから、いじめ問題根絶に向けた自主的活動が活発化するよう、意識醸成を促すための施策を展開すること。
- 2 NPO法人による、不登校のためのフリースクールなどを活用し、そこに通うことを授業出席と認定する仕組みを作ること。
- 3 「メンタルフレンド制度」は、子どもたちの人間関係修復にも役立つなどの効果を挙げていることから、この制度を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣

（提出者）全議員